

令和2年度 第2回三和区地域協議会 次第

日時：令和2年5月15日（金）
午後6時00分から
場所：三和コミュニティプラザ
3階 多目的ホール

1 開 会

2 任命書交付

3 市長講話（代読）

4 所長挨拶

5 自己紹介

6 制度の説明

7 会長及び副会長の選任について（地域自治区の設置に関する条例第6条）

会長 _____ 副会長 _____

8 協議事項

（1）三和区地域協議会で定める事項について

①会議を招集することを請求するために必要な委員の数について

（地域自治区の設置に関する条例第8条第1項第2号）

②会議録の確認者について

（会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項）

裏面あり

③その他会議の運営に関し必要な事項について（地域自治区の設置に関する条例第8条第4項）

- ・会議の座席順について
- ・自主的審議事項の提出方法について
- ・地域協議会だよりの編集方法について
- ・会議の開催日時について
- ・諮問案件における書面審議について
- ・その他地域協議会として必要とする事項

傍聴人の人数

各種団体、委員会等の委員推薦

(2) 令和2年度地域活動支援事業について

9 報告事項

(1) 三和米と酒の謎蔵及び三和味の謎蔵の廃止について（通知）

10 その他

11 閉会

第1回目地域協議会の審議事項

審議事項 (※は根拠例規)	審議結果
会長及び副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例(以下、「設置条例」という。)第6条	会 長 _____ 副会長 _____
会議を招集することを請求するために必要な委員の数 ※設置条例第8条第1項第2号	_____人
会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項	
会議の座席順	
自主的審議事項の提出方法	
地域協議会だよりの編集方法	(編集委員)
	(発行回数・時期)
	(編集方法など)

審議事項 (※は根拠例規)	審議結果
会議の開催日時	(日程)
	(開始時刻)
	(会場)
諮問案件における書面審議	(実施の条件)
	(実施の判断)
	(表決)
その他地域協議会として必要とする事項	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴人の人数 ・各種団体、委員会等の委員推薦 三和区振興会参与(1名) えちご・くびき野 100km マラソン三和区実行委員会(1名) 上越市地区(三和区)公共交通懇話会委員(1名) さんわ祭り実行委員(1名)

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。

（会議）

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

三和区地域協議会会議運営に関する内規

この内規は、上越市地域自治区の設置に関する条例（以下「条例」という。）第7条、第8条などにより、三和区地域協議会の運営に関し必要な事項を定める。

（自主的審議事項）

1 条例第7条第1項に規定する地域協議会が必要と認めて自主的に審議する事項は、同条同項各号に規定する範囲において、次のとおり取扱うものとする。

（1）自主的に審議したい事項のある委員は、別紙様式に準じた書面により、会議開催日の7日前までに会長に届出のものとする。

（2）会長は(1)の届出があった場合は、会議に諮り地域協議会が必要と認めて自主的に審議する事項とするかどうかを決定する。

（3）(2)の決定にあたっては、条例第8条第3項の規定により、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（会議の招集請求に必要な委員数）

2 条例第8条第1項第2号の規定による会議の召集は、4人以上の委員から書面により会議に付すべき事項を示して請求があった場合とする。

（会議の開催日時）

3 会議の開催日時は、会議内容、緊急性により会長判断（一任）とする。

（会議の席順）

4 会議の席順は、別紙席順を標準とする。

（傍聴人の定員）

5 上越市審議会等の会議の公開に関する条例第9条第2項に規定する傍聴人の定員は、5人とする。

（会議録）

6 上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項に規定する会議録の確認は1名とし、会議ごとに会長を除き、副会長を最初に、以降、席順による輪番とする。

（地域協議会だより）

7 地域協議会だよりの編集方法は、別紙のとおりとする。

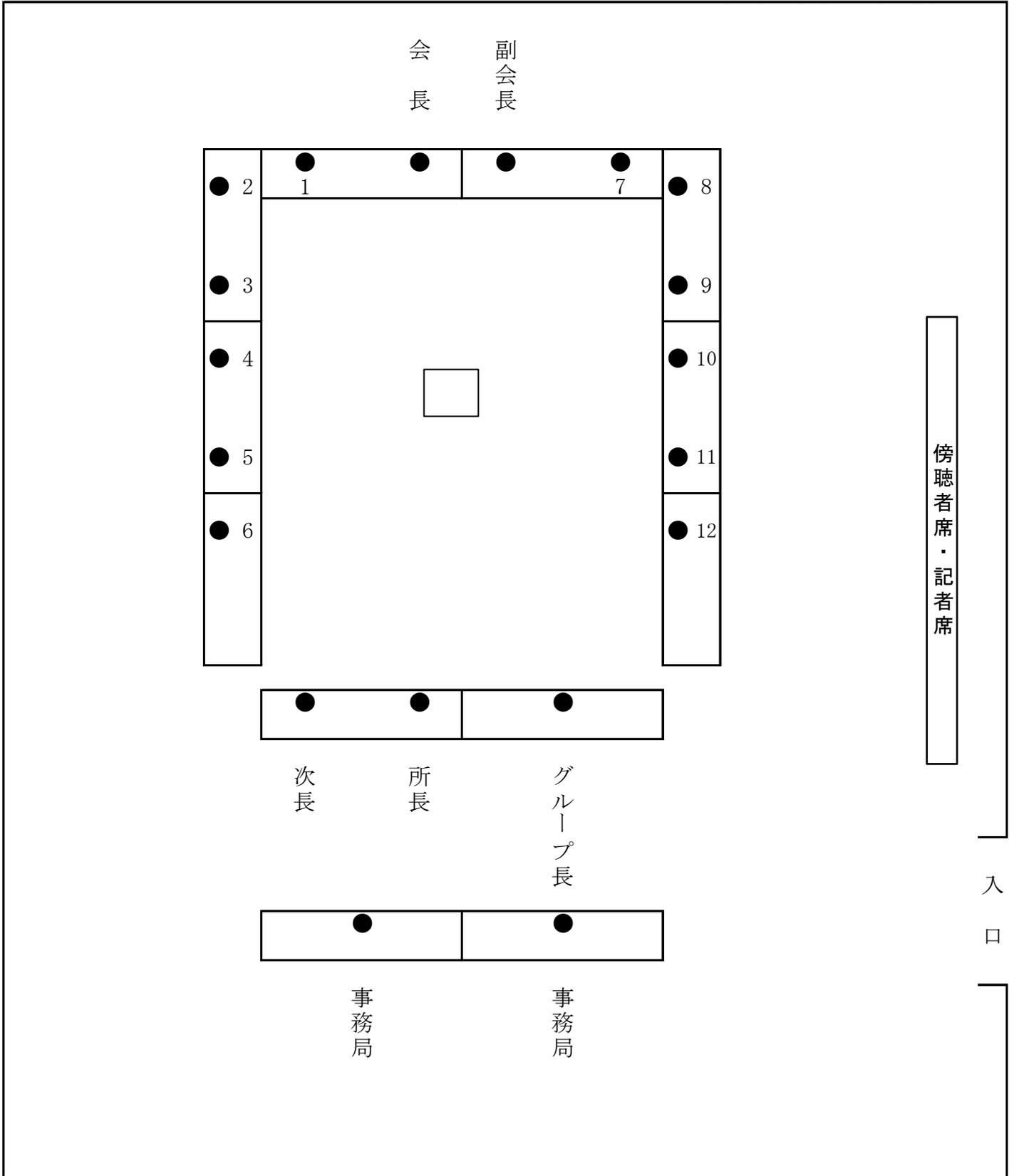
（各種委員会等への委員推薦）

8 各種委員会等から委員推薦について文書で依頼があった場合は、地域協議会で審議し決定する。

（その他）

9 その他地域協議会の運営に関し必要な事項は、会議で決定し定めるものとする。
この内規は、平成28年5月13日から施行する。

三和区総合事務所 2階 会議室1



三和区 第5期 地域協議会委員名簿(案)

No.	氏名	フリガナ	郵便番号	住所	委員 経験	校区
会長						
副会長						
	飯田 英利	イイダ ヒデトシ	943-0224	上越市三和区川浦541番地	○	里公
	池田 輝幸	イケダ テルユキ	943-0226	上越市三和区日和町23番地		里公
	江口 晃	エグチ アキラ	942-0266	上越市三和区越柳1236番地	○	美守
	小山田 幸雄	オヤマダ ユキオ	942-0263	上越市三和区山腰新田49番地		美守
	金井 茂康	カナイ シゲヤス	943-0232	上越市三和区水吉1597番地	○	里公
	小林 則子	コバヤシ ノリコ	942-0271	上越市三和区錦457番地1	○	美守
	高橋 鉄雄	タカハシ テツオ	943-0313	上越市三和区今保94番地	○	上杉
	田辺 敏行	タナベ トシユキ	943-0316	上越市三和区井ノ口1671番地	○	上杉
	富村 広文	トミムラ ヒロフミ	943-0226	上越市三和区日和町32番地		里公
	星野 幸雄	ホシノ ユキオ	943-0228	上越市三和区神明町1290番地70	○	里公
	松井 隆夫	マツイ タカオ	942-0267	上越市三和区沖柳865番地	○	美守
	松栄 由里	マツエ ユリ	943-0311	上越市三和区島倉1793番地		上杉
	宮澤 克己	ミヤザワ カツミ	942-0268	上越市三和区本郷924番地1		美守
	森 由美	モリ ユミ	943-0225	上越市三和区野3237	○	里公

様式（委員用）

令和 年 月 日

三和区地域協議会自主的審議に係る提案書（案）

三和区地域協議会
会 長 様

提案者名 （ 委員名 ）

下記事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、審議するよう提案します。

記

審議する事項	について

※本提案書は、審議の開始を希望する地域協議会開催予定日の7日前までに総合事務所に提出してください。なお、緊急を要する事項の場合は、総合事務所にご相談ください。

三和区地域協議会だより発行に関する事項（案）

1. 目 的 地域協議会の審議の内容や活動の様子を住民の皆さんへお知らせする。
2. 名 称 「三和区地域協議会だより」
3. 編集委員 ・ 編集委員は発行毎に委員3人の班編成で行う。
（会長を除き、席順の後ろから順次行う）
4. 発行日 年4回程度
（必要に応じ適宜発行することができる）
5. 編 集 ・ 掲載内容は地域協議会（編集委員及び会長）と区総合事務所が協議のうえ決定し、発行する。
・ 編集責任者は会長とする。
6. 仕様等 ・ A4版の2頁（A4の両面）で縦組
（必要に応じて頁を増すことができる）
・ 1色黒刷りとする。
・ コスモス（薄いピンク）

諮問案件における書面審議について

1 書面審議に関する事項を定める理由

- ・地域自治区の設置に関する条例第7条第2項で定める事項については、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。(例外規定なし)
- ・一方で、地域協議会が開催できないことを理由に、諮問案件を審議しないことは、市の事業の停滞を招き、関係者との関係を損ね、財政面での負担が生じる要因ともなりえる。
- ・これらのことを踏まえ、必要な地域協議会としての意見をまとめ、市政に反映するための手法として、書面による審議とするもの。

2 書面審議の方法

- ・地域協議会は、各分野の専門家で構成する審議会等と異なり、様々な立場の委員が意見を出し合いながら結論を導き出す場であることを鑑み、できるだけ会議を開催した場合と同等の判断を各委員ができるよう、次の流れを基本的な手順とする。
 - ①諮問に関する資料を委員へ送付
 - ②委員から質問を受付、事務局で質問を集約し、担当課へ照会
 - ③各委員が提出した質問及びその回答を全委員で共有
 - ④各委員が諮問事項の可否を表明
 - ⑤事務局が可否を集約した結果及び答申案を各委員に提示（必要に応じて正副会長等の事前確認）
 - ⑥市へ答申
- ・附帯意見は、下記3(3)で定めた方法により取り扱う。

3 会議の運営に関する事項として定めること

(1) 書面審議を実施する条件

- 【案】・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合
- ・前項の場合により、当該案件について、会議を招集し、審議するいとまがない場合
 - ・その他、前2項に類するとして会長が認める場合

(2) 書面審議の実施に係る判断

- 【例】①会長が決定（会長に一任）
- ②正副会長の協議により、会長が決定
 - ③過半数の委員が書面議決に賛同した場合

(3) 書面審議の表決

- 【案】・委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす

- ・前項において、可否同数のときは、会長の決するところによる
- ・【例】附帯意見の取扱については、
 - ①会長が決定する（会長に一任）
 - ②正副会長の協議により、会長が決定する
 - ③意見集約の結果及び答申案の確認において、要否を表明することとする

4 その他

- ・このほか、書面による審議が必要な案件については、諮問案件に準じた方法により審議を行う。

令和2年度 地域活動支援事業 三和区地域協議会審査手順

◎スケジュール（当初のもの）

月 日	項 目	内 容
4月1日(水)～4月24日(金) 土曜日、日曜日を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の受付 ・ヒアリング等の周知 (日程が未定のため未) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の基準による審査 ・担当課への所見依頼 ・提案者への概要説明
5月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の事前配付 ・提案者への質問事項の取り まとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員による自己採点 ・質問事項を事務局へ提出 ・提案者へ質問事項の送付
6月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者へのヒアリング等 ・地域協議会の審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容のヒアリング等 ・採択すべき事業、採択すべ きでない事業の決定 ・追加募集実施の有無
6月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・採択事業の内定 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者へ通知 ・補助金交付申請書提出依頼

1. 提案書の受付

(1) 一定の基準による審査

- ① 提出書類に不足はないか。
- ② 提出書類のうち、様式については所定のものを使用しているか。
- ③ 提出書類に乱丁・落丁がないか。
- ④ 提出書類の記載内容が明確なものになっているか。
- ⑤ 提出書類の記載内容に矛盾はないか。
- ⑥ 提出書類の記載内容に法令等に反する行為の記述はないか。
- ⑦ 提案書の「上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のため
の誓約」が記入されているか。
- ⑧ 他の補助制度と重複して助成を受けていないか。
- ⑨ 提案事業が実施要綱で対象外とするものではないか。
- ⑩ 事業に係る経費が十分に計画されたもの、精査されたものといえるか。また、安
易に計画変更できると考えていないか。
- ⑪ 実施要綱に基づき、補助対象経費として不適当な経費が計上されていないか。ま
た、公金の支出として不適当な経費が計上されていないか。
- ⑫ 工事や備品購入については、それらが地域の課題解決や活力向上に不可欠である
とともに、それらを利用して住民の皆さんの活動が行われるか。
- ⑬ 備品購入を行う場合、レンタル等で導入費用を節減できない理由や、後年度の活
用予定や管理体制が明確になっているか。
- ⑭ 市有地・市施設を利用する事業については、市の担当課と事前の相談や協議が行
われているか。

- ⑮ 土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前の相談や協議が行われているか。(採択された事業は、補助金交付申請時に「土地等使用承諾書」を提出していただくことを、提案者に説明する。)

(2) 担当課への所見依頼

補助金の重複払いを防止するため、また地域協議会での審査において、共通審査基準における必要性、実現性等の判断を行う必要があること等から、軽微な提案を除き、担当課(関係課)へ所見を求める。

2. 提案書等の事前配付

(1) 資料の事前配付

- ・事務局は、提案書の募集締切後速やかに審査資料を委員へ配付する。
(提案事業一覧表、提案書の写、採点票)
- ・資料中の個人情報に該当する項目(個人名、住所、電話番号、ファックス番号)を消し、送付する。
- ・審査日当日、委員は事前送付資料を持参する。

(2) 委員による事前採点

- ・事前配付された資料により各自採点し、採点票に記入する。

(3) 提案者への質問

- ・委員は提案書に不明な点があるときは、任意の様式に質問事項を記入し、事務局が指定する日までに事務局へ提出する。
- ・事務局は、委員からの質問事項をまとめ提案者へ送付する。

(4) ヒアリング等の実施

- ・提案者にヒアリング等の日程を通知する。(提案者は原則出席とする。)
- ・提案者がやむを得ずヒアリング等に欠席の場合、事務局が質問内容の聞き取りを行い、聞き取りの範囲内で事務局が回答する。
- ・ヒアリングは、提案者のプレゼンテーションを兼ねたものとする。
- ・ヒアリング等は、1提案事業につきおおむね10分程度とする。ただし、提案件数が多い場合は調整することができるものとする。
- ・ヒアリング等に際して、委員は提案者の意欲を尊重した姿勢で臨むものとする。
- ・工事等を伴う事業について、必要に応じて現地確認を行うことができるものとする。

3. 協議会での審査

*審査は一覧表順に1件ごとに行う。

(1) 審議案件の説明について

- ・原則提案者がヒアリングの際にプレゼンテーションを行う。なお、必要に応じて事務局が補足説明を行う場合がある。

(2) 委員関連案件の取扱い

- ・事務局は提案書の受付の際に、委員が提案団体の代表者かどうかや、提案案件との関わりの有無等を把握し、ヒアリングの実施前に会長へ報告する。
- ・委員が提案団体の代表者となっている場合、当該委員はその提案案件の協議、審査には加わらないものとする。また、委員が提案案件に関わっていた等の場合の協議、審査への参加の是非は、当該委員の自主判断とする。

(3) 採点

- ・三和区の採択方針、基本審査・共通審査基準、三和区地域活動支援事業のしおりをもとに採点を行う。
- ・1つの案件が終了するごとに、採点票を回収する。採点票は無記名とする。
- ・事務局は、速やかに集計を行う。

(4) 採点票の集計（集計中会議中断・休憩）

- ・採点結果により次の手順で優先順位をつける。

(ア) 基本審査基準により事業の目的に合致するか否かは、「適合する」「適合しない」を選択した人数の多い方を採用する。同数のときは、会長に一任する。

(イ) 優先採択方針に「適合する、しない」は、「適合する」「適合しない」を選択した人数の多い方を採用する。同数のときは、会長に一任する。

(ウ) 共通審査基準の①から⑤までの項目ごとに点数を合計し、採点者の数で除し、平均値を求める。（原則小数点以下第3位切り捨て）平均値合計が同点の場合は①から⑤の順に点数の高い方を上位とする。合計点の高い順に並べる。

※イメージ表 ①参照

(エ) 基本審査基準により事業目的に合致しないに該当した事業及び共通審査基準の点数が13点未満の事業は採択しない。（採択ライン13点以上）

※イメージ表 ①参照

(オ) 優先採択方針に適合する事業を優先するため、不適合の事業の順位を適合する事業の下位に移動する。

※イメージ表 ②参照

*イメージ表 ① 配分額600万円 提案件数11件（以下の表も同様の想定）

(ウ) (エ)「基本審査基準の事業目的に合致、共通審査基準採点13点以上」

採 択
ラ イ ン

優先 順位	事業 名	事業 目的 合致	優先採択 方針との 整合	補助額 万円	共通審査基準					合 計 点	摘 要
					①	②	③	④	⑤		
1	A	○	○	120	5	5	5	5	5	25	
2	B	○	○	120	5	5	5	4	4	23	
3	C	○	○	100	4	4	4	4	4	20	
4	D	○	○	100	4	4	4	3	3	18	
5	E	○	○	90	3	3	3	3	3	15	②の点数によりEが上位
6	F	○	×	60	3	2	4	3	3	15	
7	G	○	○	150	3	3	3	2	3	14	
8	H	○	×	80	3	3	3	2	2	13	
9	I	○	○	40	2	2	2	2	2	10	不採択
10	J	○	×	100	2	2	2	1	1	8	不採択
11	K	×	○	20	3	3	3	3	3	15	不採択

*イメージ表 ②

(オ)「三和区の優先採択方針に適合する」

優先 順位	事業 名	事業 目的 合致	優先採択 方針との 整合	補助額 万円	共通審査基準					合 計 点	摘要
					①	②	③	④	⑤		
1	A	○	○	120	5	5	5	5	5	25	
2	B	○	○	120	5	5	5	4	4	23	
3	C	○	○	100	4	4	4	4	4	20	
4	D	○	○	100	4	4	4	3	3	18	
5	E	○	○	90	3	3	3	3	3	15	
6	G	○	○	150	3	3	3	2	3	14	採択方針を優先 したため順位逆 転
7	F	○	×	60	3	2	4	3	3	15	
8	H	○	×	80	3	3	3	2	2	13	
9	I	○	○	40	2	2	2	2	2	10	不採択
10	J	○	×	100	2	2	2	1	1	8	不採択
11	K	×	○	20	3	3	3	3	3	15	不採択

(5) 集計結果の報告 ※イメージ表 ③参照

- ・集計作業が終了次第会議を再開する。
- ・事務局は、集計結果をコピーし、配付する。
- ・委員は、優先順位が適当であるか（手順に誤りがないか）確認する。

*イメージ表 ③

「集計結果の報告」

優先 順位	事業 名	事業 目的 合致	優先採択 方針との 整合	補助額 万円	共通審査基準					合 計 点	補助 額の 累計	残額
					①	②	③	④	⑤			
1	A	○	○	120	5	5	5	5	5	25	120	490
2	B	○	○	120	5	5	5	4	4	23	240	370
3	C	○	○	100	4	4	4	4	4	20	340	270
4	D	○	○	100	4	4	4	3	3	18	440	170
5	E	○	○	90	3	3	3	3	3	15	530	70
6	G	○	○	150	3	3	3	2	3	14	680	
7	F	○	×	60	3	2	4	3	3	15	740	
8	H	○	×	80	3	3	3	2	2	13	820	
9	I	○	○	40	2	2	2	2	2	10	不採択	
10	J	○	×	100	2	2	2	1	1	8	不採択	
11	K	×	○	20	3	3	3	3	3	15	不採択	

配分額
ライン

(6) 採択すべき事業等の決定 その1 ※イメージ表 ④参照

- ・優先順位の上位から配分額に達するまでを採択すべき事業とする。
- ・採択すべき事業について、事業ごとに採択額を決定する。
(補助率は10/10以内であるが、原則100%のため通常補助希望額が採択額となる。)
- ・ボーダーライン上の事業は残額を補助額として採択すべき事業(例のG事業は補助額は70万円)とする。
- ・採択すべき事業の提案者(例のG事業)から辞退の申し出があった場合は、次点の事業(例のF事業)を採択すべき事業とする。(例のF事業 補助額60万円)
- ・次点の事業の提案者(例のF事業)からも辞退の申し出があった場合は、同様に採択すべき事業を次点へ送る。(例のH事業)ただし、基本審査基準により事業目的に合致しないに該当した事業及び下限点数未満の事業は採択すべきでない事業であるため、採択はしない。
- ・特記事項の確認を行う。

*イメージ表 ④

優先順位	事業名	事業目的合致	優先採択方針との整合	補助額 万円	共通審査基準					合計点	補助額の累計	摘要
					①	②	③	④	⑤			
1	A	○	○	120	5	5	5	5	5	25	120	採択
2	B	○	○	120	5	5	5	4	4	23	240	採択
3	C	○	○	100	4	4	4	4	4	20	340	採択
4	D	○	○	100	4	4	4	3	3	18	440	採択
5	E	○	○	90	3	3	3	3	3	15	530	採択
6	G	○	○	150	3	3	3	2	3	14	辞退	不採択
7	F	○	×	60	3	2	4	3	3	15	590	採択
8	H	○	×	80	3	3	3	2	2	13		不採択
9	I	○	○	40	2	2	2	2	2	10	不採択	
10	J	○	×	100	2	2	2	1	1	8	不採択	
11	K	×	○	20	3	3	3	3	3	15	不採択	

採択額の合計 590万円 残額 10万円

(6) 採択すべき事業等の決定 その2 ※イメージ表 ⑤参照

- ・審査に係る全体協議を経て、補助金額等を調整し採択することができる。

*イメージ表 ⑤

優先 順位	事業 名	事業 目的 合致	優先採択 方針との 整合	補助額 万円	共通審査基準					合 計 点	補助 額の 累計	摘要
					①	②	③	④	⑤			
1	A	○	○	120	5	5	5	5	5	25	120	採択
2	B	○	○	120	5	5	5	4	4	23	240	採択
3	C	○	○	100	4	4	4	4	4	20	340	採択
4	D	○	○	100	4	4	4	3	3	18	440	採択
5	E	○	○	90	3	3	3	3	3	15	530	採択
配分額 ライン	6	G	○	80→50	2.92	2.78	2.85	2.92	2.50	13.97	580	採択
	7	F	○	30→20	3.08	2.75	2.75	2.66	2.66	13.90	600	採択
	8	H	○	80	3	3	2	2	2	12	—	不採択
	9	I	○	40	2	2	2	2	2	10	—	不採択
	10	J	○	100	2	2	2	1	1	8	—	不採択
	11	K	×	20	3	3	3	3	3	15	—	不採択

(7) 不採択となる事業等の確認

- ・その他特記事項などを再確認する。
- ・条件を付けて採択する場合や不採択となった事業について提案者に伝えるため、具体的な理由を委員全体で協議する。

(8) 残額の取り扱い

- ・採択すべき事業の補助額の合計が配分額に達しなかったときは、残額の状況により追加募集について協議を行う。
- ・追加募集の実施については、配分額の5%を目安とする。また、追加募集は、1回とする。

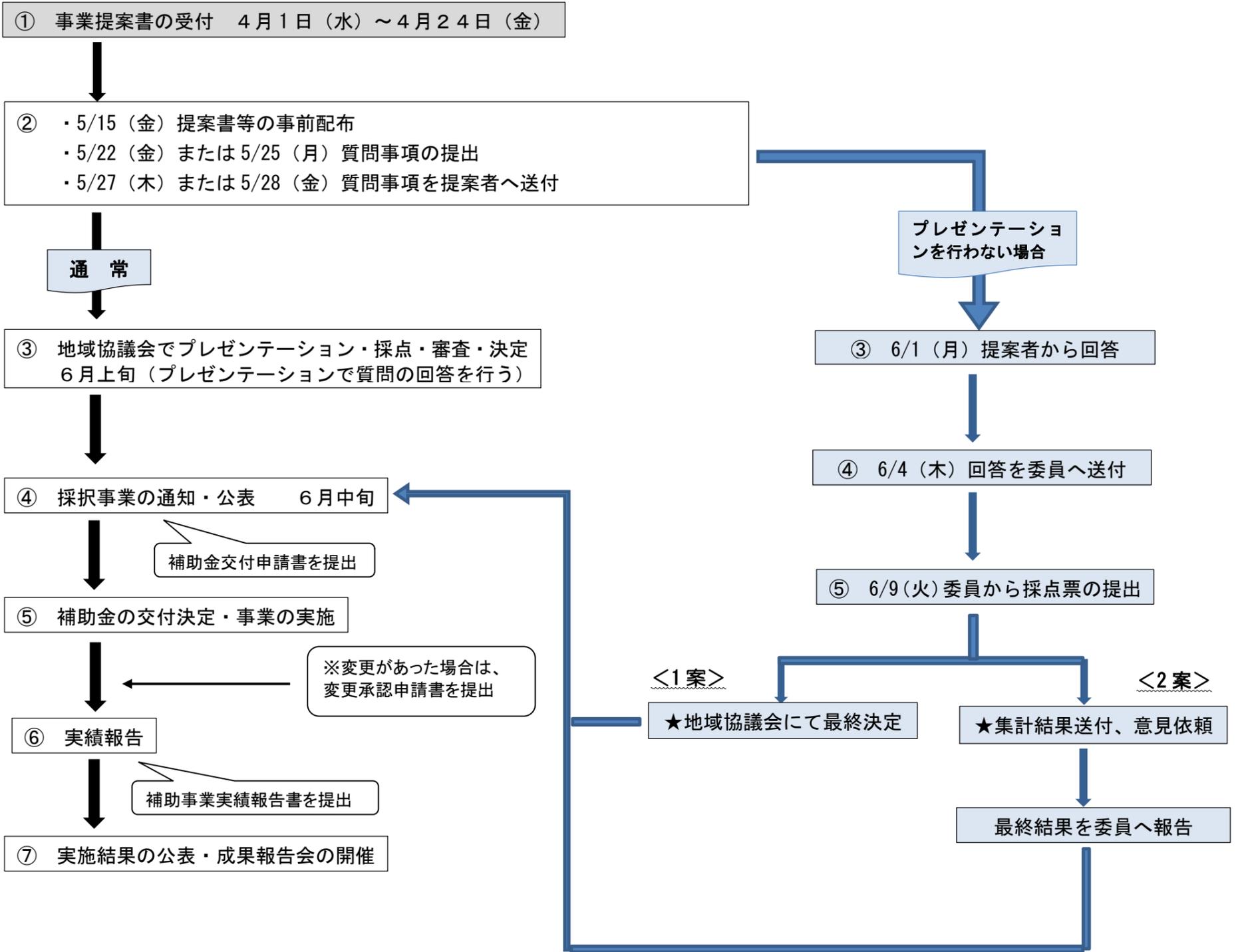
(9) 市への報告

- ・採択すべき事業、採択すべきでない事業、採択額、事業実施者（提案者）への意見を総合事務所長へ報告する。
- ・個々の採点票の特記事項を事業実施者（提案者）への意見とする。ただし、同意見はまとめる場合がある。

(10) 提案者へ結果通知

- ・総合事務所長は、協議会の報告を尊重し採択事業を内定の上、速やかに提案者へ通知する。

1 事業全体の流れ



2 審査スケジュール案

- 5月15日(金) 第2回地域協議会
 - ・提案書受付一覧、提案書の写し、採点票配布
- 5月 日() 勉強会
 - ・対象者
- 5月 日() 質問書締め切り
- プレゼンテーション実施の可否
- 5月 日() 第3回地域協議会
 - ・プレゼンテーション、採点、審査
または
 - ・最終決定

地域活動支援事業審査スケジュール案

月	日	曜日	通常	変更 (プレゼンテーションなし)
4	1	水	募集開始	募集開始
	24	金	募集締切	募集締切
			担当課所見聴取ほか	担当課所見聴取ほか
5	15	金	◆R2年度地域活動支援事業について説明 提案書等を委員へ配布	◆R2年度地域活動支援事業について説明 提案書等を委員へ配布
			第2回地域協議会 (プレゼン・審査の日程を決める)	第2回地域協議会
			自宅審査	自宅審査
	18	月		
	19	火	◆勉強会の開催	◆勉強会の開催
	20	水		
	21	木	★提案者へプレゼン案内	
	22	金		◆委員からの質問書締め切り
	25	月	◆委員からの質問書締め切り	
	26	火		
	27	水		★提案者に質問票を送付
	28	木	★提案者に質問票を送付 (回答はプレゼンで)	↓
	29	金		
6	1	月		○提案者から回答
	2	火		
	3	水		
	4	木		★回答を委員へ送付
	5	金		
	8	月		
	9	火	◆プレゼン、採点、採点集計 結果について審査 (採択事業決定)	◆採点票提出期限
			第3回地域協議会 (9日前でも)	
	10	水		
	11	木		★結果送付、意見依頼 または地域協議会にて結果の審査
	12	金		(第3回地域協議会) 最終決定のみ地域協議会を開催することも可能
	中旬		採択事業の通知、公表	採択事業の通知、公表
			補助金交付申請書を発送	補助金交付申請書を発送
			補助金交付申請書提出期限	補助金交付申請書提出期限
			補助金交付決定、事業の実施	補助金交付決定、事業の実施

令和2年度三和区地域活動支援事業のしおり

【採択方針】

上越市地域活動支援事業実施要綱第6条の規定に基づき、三和区における「地域活動支援事業」の採択について、基本的な方針を定める。

1 基本テーマ

私たちの暮らす、この緑豊かな自然環境の地は、高齢化・過疎化という課題を抱えている。こうした課題を地域住民が自助・共助の考えに基づく地域づくり・地域おこしを通して、地域活性化を推進する。

2 優先して採択する事業

三和区の魅力は、表情豊かな里山と田園風景である。これら自然を守りつつ、自然と共生し、さらに歴史・文化などの資源を活用しながら生活の利便性、快適性をさらに向上させ、住民自らの取組みにより、一人ひとりが生き生きと生活し、今後とも終の棲家^{ついですみか}として実感できる地域づくりを進めることが当三和区の重要課題と言える。

したがって、三和区に配分される地域活動資金については、こうした地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。

- ① 地域団体と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む地域づくりなど「地域活性化事業」
- ② 子どもから高齢者が、安全・安心で快適な暮らしをしてもらうための「安全・安心サポート事業」
- ③ 地域農業の発展に資する担い手の育成や、地域農業資源を活用し新たな価値を創出する「地域農業振興事業」
- ④ 自然・環境・文化財など後世に残すべき「歴史的資産の保全・保存事業」
- ⑤ 子どもから高齢者までの広範囲にわたる「健全育成または健康推進事業」
- ⑥ 地域自治を担う人材を養成・確保する事業「人材養成・確保事業」

3 その他の事業

優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。

4 補助の対象としない事業

次の事業については、三和区地域活動支援事業の対象としないものとする。

＊防犯灯・外灯等のLED化事業（新設・更新含む）

【審査基準】

平成31年度の補助事業採択に当たっての基本的な考え方（審査の基準）は以下のとおりとする。

1 全事業共通事項

- (1) 複数年度に渡る事業の提案は、次のa～dの視点で審査を行う。ただし、提案やその審査の内容は、市の予算が単年度の支出を予定したものであるため、提案する年度に限ったものとなる。翌年度以降の提案は改めて行うこととする。
 - a 単年度では完了しない明確な事業計画があり、発展的な事業内容である。
 - b 前年度より補助金依存度が低下するなど、自立に向けた取組みが明確に認められる事業である。
 - c 前年度に顕著な事業効果が認められ、更なる発展性が見込まれる事業である。
 - d 不採択又は補助終了後、自立できる見通しが示されている。
 - e 事業内容が一部ステップアップしている場合でも、主要な部分が同じような内容の事業は複数の年度に渡る事業として取り扱うため、全体の事業計画を合わせて提案書に記載すること。
- (2) 地域活動支援事業の趣旨から、既存事業の財源振替補助は対象としない。

ただし、広域的に取り組んでいる事業で今後も地域の活性化に資すると考えられ、かつ費用対効果が高いと判断される場合は認めることができる。
- (3) 事業の主要部分を他に委託する事業や物品購入費が中心となった事業は対象としない。
- (4) 備品購入など資産の形成につながるものについては、次の要件を全て満たす場合で、かつ費用対効果が高いと判断される必要最低限のもののみ認める。
 - a 当該備品等の活用について明確な事業計画が策定されていること。
 - b 将来にわたって適正な管理及び効率的な使用が確保できることが確実なこと。

- c 当該備品の使用頻度が高く、リース又はレンタルする場合よりも経済的であること。
 - (5) 物販を行う場合、商品の仕入れにかかる経費は補助対象としない。
 - (6) 事業実施に当たり法令等に基づく許認可が必要な場合、その許認可が得られることの見通しがたっていること。
 - (7) 1団体から複数の提案があつた場合でも、当初から除外せず、提案事業ごとに審査する。
 - (8) 団体・町内会・個人の割合は、事前に制限することはせず、採択方針への適合性、区内への影響度の高い事業を優先する。
- 2 イベント系事業の場合 ～各種イベント、コンサート等～
- (1) 事業実施のための明確な目的があり、イベントはその目的達成のため行う一連の取組みの中での一事業として位置付けられたものであること。
 - (2) 同好会などの団体が計画するイベント（発表会・展示会等）は、補助金打ち切り以降も継続実施が可能であることなど財政面が明確に示されていること。
ただし、2/3以上の三和区住民が加入する住民団体が計画するイベント（文化講演会等）については、地域活性化事業の一助として認められるものについてはこれを認める。
 - (3) 通常開催されているような一般的な有料コンサート、演劇等については、原則として対象外とする。ただし、子育て支援や障害者支援など地域の主要課題に対応した内容であると認められる場合は対象とする場合がある。
 - (4) 食事代は、イベント等の当日の講師分のみ対象とする。

【補助率・限度額】

- 1 補助率 ・ 10/10以内
 - ※補助率は原則100%とするが、審査の結果、補助金額の減額や補助率を調整する場合がある。
 - ・同一団体の同一事業については、採択3回目から8/10以内から
 - ※平成31年度採択事業からカウントする。
- 2 限度額 上限 150万円 下限 1万円

【審査・採択の方法】

1 審査の方法

※用語の定義：「ヒアリング等」は、プレゼンテーションを主体としたヒアリングを兼ねたものをいう。

- (1) 委員が提案団体の代表者となっている場合、当該委員はその提案案件の協議、審査には加わらないものとする。また、委員が提案案件に関わっていた等の場合の協議、審査への参加の是非は、当該委員の自主判断とする。
- (2) 地域協議会は提案案件についてヒアリング等を行うものとする。ただし、提案者がヒアリング等への出席ができない場合は、事務局が質問事項をまとめて提案者へ質問を行うことができる。
また、工事等現場を伴う提案事業について、必要に応じて現地確認を行うことができるものとする。
- (3) 協議は委員全員で行い、採点は採点表により委員個々に行う。点数の傾斜配分は行わない。

2 採択の方法

- (1) 採択ライン（下限点数）は13点とする。
- (2) 採択方針に適合する事業を優先する。
- (3) 点数の上位の事業から配分額の範囲で採択する。ボーダーライン上にある事業は、補助率にかかわらず配分額までの額を補助額として採択することができる。ただし、辞退があった場合は、次点の提案事業を繰り上げて採択することができる。
また、ボーダーライン上の事業及びその下位の順位で採択ラインに達している事業について、事業内容等を勘案し全体協議を経て、補助金額等を調整し採択することができる。

私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ また、この地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。

各地域自治区の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。

まずはお気軽にご相談ください!

- ★ 令和2年度で実施する事業の提案を以下のとおり募集します。
奮ってご応募ください。



■募集期間

令和2年4月1日(水)から

4月24日(金)まで(必着)

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■支援内容

- ・事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ポイント!》

- ・事業を行う上で要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ①応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ②応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ③応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
 - ⑥その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・令和2年度末（3月31日）までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、三和区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■補助金額

- ・地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。

《三和区の予算（配分額）は600万円です。》

補助率	・10/10以内 事業内容や審査の結果により、補助金額の減額、調整を行う場合があります。 ・同一団体の同一事業については、採択3回目から8/10以内（平成31年度採択事業からカウントする。）
補助の金額	1万円～150万円

《ポイント!》

- ・助成事業の補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■応募方法

- ・所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、三和区総合事務所に持参してください。

《ポイント!》

- ・申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、三和区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります）
- ・応募に必要な様式及びQ&Aは、三和区総合事務所の窓口で配付します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■提案事業の審査と決定

- ・地域自治区ごとに、地域協議会の会議で審査を行い、採択等を決定します。
- ・三和区では、書類審査のほか、提案事業についてプレゼンテーションを主体としたヒアリングを行います。また、審査は次の視点を踏まえて行います。

(1) 地域自治区の採択方針 … 地域自治区ごとに設定するものです。

- ・「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を地域協議会が明らかにするものです。

三 和 区 の 採 択 方 針	
優先して採択する事業	<p>三和区の住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択します。</p> <p>① 「地域活性化事業」 地域団体と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む地域づくり事業。(例 祭り、講演会、フォーラムの開催など)</p> <p>② 「安全・安心サポート事業」 子どもから高齢者が、安全・安心で快適な暮らしをしてもらう事業。(例 防犯・防災対策、子ども高齢者見守りなど)</p> <p>③ 「地域農業振興事業」 農業の担い手育成や、農業資源を活用し新たな価値を創出する事業。(例 農作業体験、担い手研修など)</p> <p>④ 「歴史的資産の保全・保存事業」 後世に残すべき自然・環境・文化財などを保存する事業。(例 環境保全のための植林、文化財の整備など)</p> <p>⑤ 「健全育成または健康推進事業」 子どもから高齢者まで広範囲にわたり健康を推進する事業や人材の育成事業。(例 スポーツ体験・交流イベント、高齢者介護ボランティア体験など)</p> <p>⑥ 「人材養成・確保事業」 地域自治を担う人材を養成・確保する事業(例 観光ボランティアの育成など)</p>
その他の事業	優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択します。

(2) 基本審査・共通審査基準

- ・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査基準は次の審査項目と視点により審査を行うものです。

《共通審査基準の項目と視点》

審査項目	審 査 の 視 点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

※次の事業につきましては、三和区地域活動支援事業の補助対象外とします。

防犯灯・外灯等のLED化事業

《ポイント!》

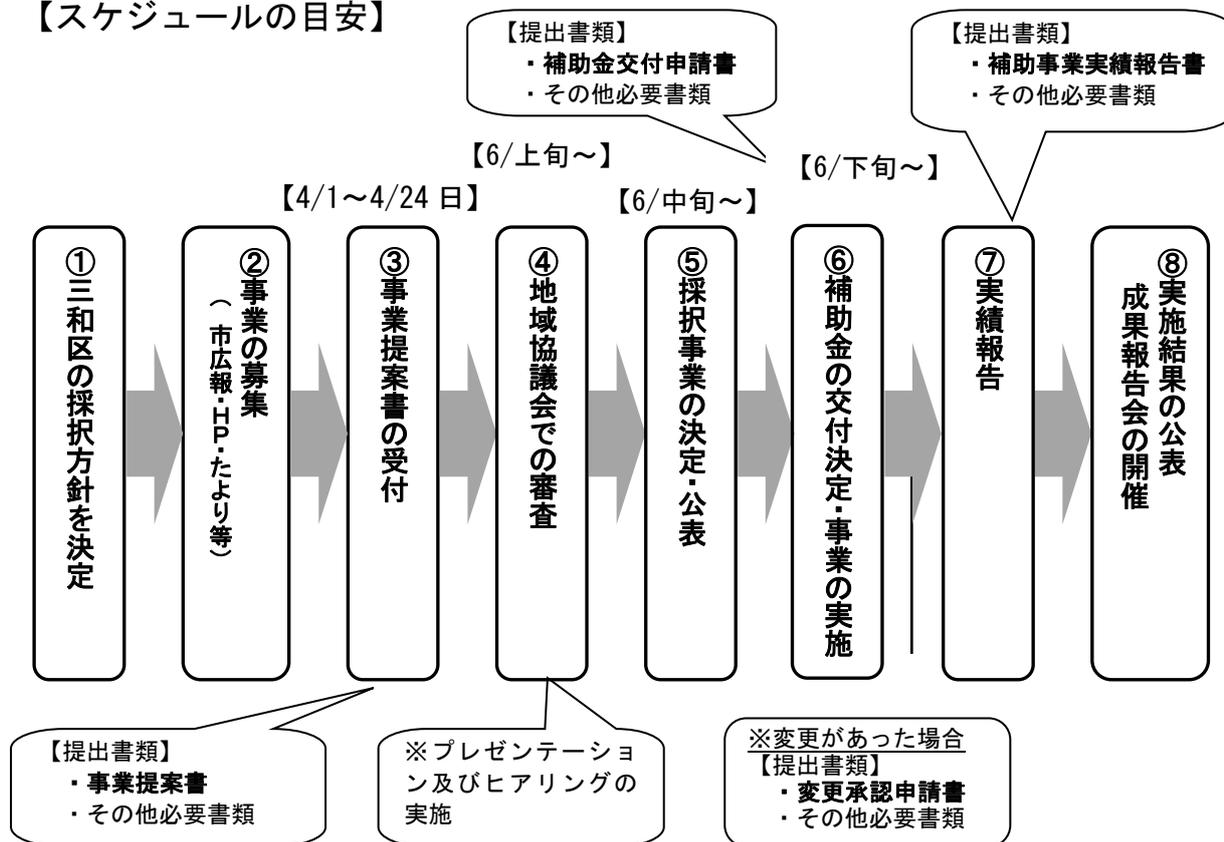
- ・地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査基準」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。三和区の審査に当たっての基本的な考え方は、三和区総合事務所にご確認ください。

■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会での公表を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）

【スケジュールの目安】



上越市 三和区総合事務所 総務・地域振興グループ

電話 025-532-2323 内線215

〒943-0316 上越市三和区井ノ口444番地

1. 採点対象

事業名	
提案者名	

2. 採点内容

(1) 基本審査

基本審査内容	左記基準との適合性
・地域活動支援事業の目的と合致しているか	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない
適合しない理由	

基本審査で「適合しない」をチェックした場合、以下の審査は不要

(2) 地域自治区の採択方針

当区の「優先採択方針」	左記方針との適合性
<p>1 優先して採択する事業</p> <p>三和区の住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択します。</p> <p>①「地域活性化事業」 地域団体と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む地域づくり事業</p> <p>②「安全・安心サポート事業」 子どもから高齢者が、安全・安心で快適な暮らしをしてもらう事業</p> <p>③「地域農業振興事業」 農業の担い手育成や農業資源を活用し、新たな価値を創出する事業</p> <p>④「歴史的資産の保全・保存事業」 後世に残すべき自然・環境・文化財などを保存する事業</p> <p>⑤「健全育成または健康増進事業」 子どもから高齢者まで広範囲にわたり健康を推進する事業や人材の育成事業</p> <p>⑥「人材養成・確保事業」 地域自治を担う人材を養成・確保する事業</p>	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない

(3) 共通審査基準

審査項目	審査基準	当区の配点	採点欄	1点を付けた場合に理由を記入
① 公益性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか 全市的な方向性と合致しているか 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか 	5		
② 必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか 地域の実情や住民要望に対応したものか 緊急性の高い提案事業であるか ほかの方法で代替できないものであるか 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか 	5		
③ 実現性	<ul style="list-style-type: none"> 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか 資金調達の規模や時期に無理はないか 	5		
④ 参加性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか 	5		
⑤ 発展性	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか 提案団体に、信頼性や将来性はあるか 	5		
合計	* 採点は整数で行ってください。	25		

・5点…優れている ・4点…やや優れている ・3点…普通 ・2点…やや劣っている ・1点…劣っている

(4) その他特記事項

上施第 14577 号
令和 2 年 4 月 20 日

三和区地域協議会
会長 松井 孝 様

上越市長 村山 秀 幸
(産業観光交流部施設経営管理室)



三和米と酒の謎蔵及び三和味の謎蔵の廃止について (通知)

令和 2 年 4 月 15 日付けで答申のあった諮問第 73 号三和米と酒の謎蔵及び三和味の謎蔵の廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり三和米と酒の謎蔵及び三和味の謎蔵を廃止することとし、令和 2 年上越市議会 6 月定例会に所要の条例案を提出します。